

平成27年度臨時社員総会議事録

1. 開催日時 平成27年12月7日 午後4時～午後4時20分
2. 開催場所 岐阜市司町 岐阜会館
3. 議決権を有する社員総数（正会員数）
1,268名
4. 議決権を有する出席社員数
909名（本人出席42名、委任状867名）
被委任者の内訳
会長840名、中川保8名、石田学4名、
狭場芳男4名、吉川厚志2名、横井守2名、
大石佳知1名、宇佐美泉1名、櫻井幹夫1名、
鈴木数広1名、高橋秀一1名、竹腰鋭司1名、
寺倉修1名
5. 出席役員
理事 藤井孝一、富田彰、横井守、安田政之、脇本敏雄、
高橋秀一、寺倉修、村瀬泰基、大石佳知、村瀬賢一、
松井博幸、中川保、小川泰弘、櫻井幹夫、河村彰雄、
竹腰鋭司、吉川厚志、狭場芳男
監事 岩崎幸司、水谷武
6. 社員総会の成立
高橋事務局長から上記のとおり、定足数に足りる社員の出席があったので、本社員総会は適法に成立している旨の報告があった。
7. 議長の選任
司会者、澤田勝美が議長の選任を議場に諮ったところ、議場は司会者の指名に一任したので、司会者は正会員（社員）で岐阜支部所属の「寺倉修」を議長に指名し、会場にその賛否を諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。
8. 議事録署名人の選任
議長は、定款第29条において総会の議事録署名人は会議に出席した理事のうちから2名を選出することになっており、また、総会運営規則第24条において理事会が指名した2名の理事が議事録に記名押印することになっている旨の説明の後、平成2

7年9月15日開催の理事会において指名された、正会員（社員）で各務原支部所属の理事「小川泰弘」及び、中濃支部所属の理事「櫻井幹夫」の2名を議事録署名人に指名し、その賛否を会場に諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。

9. 議事の経過の要領及び結果

正会員（社員）寺倉修が議長となり開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 公益社団法人岐阜県建築士会定款の変更承認の件

高橋事務局長より、当法人の定款第10条及び第20条を別紙のとおり変更したい旨述べその理由を説明した。議長は、定款の変更には、総正会員数の3分の2以上の多数をもって行う必要がある旨の説明の後、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

以上をもって、本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、定款29条第2項により、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

なお、本議事録の作成者は理事 高橋秀一である。

平成27年12月7日

公益社団法人 岐阜県建築士会 臨時社員総会

議 長

議事録署名人

議事録署名人